

太田市公告

太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年太田市条例第265号）第2条の規定により、指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり公募するので、太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年太田市規則第289号）第2条第2項の規定により公告する。

令和5年7月19日

太田市長 清水 聖 義

- 1 公の施設の名称及び所在地
別表のとおり
- 2 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 施設及び設備等の維持管理に関すること。
 - (2) 施設の利用許可等に関すること。
 - (3) 施設の利用に係る料金の收受等に関すること。
 - (4) 太田市放課後児童クラブ条例（平成17年太田市条例第155号）第6条第2項第4号に掲げる事業の実施に関すること。
 - (5) その他市長が必要と認める業務
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 申請に必要な資格 指定の申請を行うことができる団体は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。
 - (1) 太田市内に主たる事務所を置くものであること。
 - (2) 団体又は代表者が、次に掲げる者でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年を経過しない者又はその者の統制下にある者若しくは団体
- カ 国税又は地方税を滞納している者
- キ 株式会社等、営利を目的としている団体
- ク 太田市指定管理者審査委員会委員と資本面等で関連がある者

5 申請の方法

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 事業計画書
 - (ア) 団体に関する事項
 - (イ) 実施計画に関する事項
 - (ウ) 収支計画に関する事項
 - (エ) 管理運営体制に関する事項
- ウ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- エ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書又はこれに類する書類
- オ 事業計画書、収支予算書又はこれらに類する書類
- カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- キ 法人にあっては登記事項証明書、法人でない団体にあっては代表者の住民票の写し
- ク 役員の名簿
- ケ 市税等の納税証明書、法人でない団体にあっては代表者のもの
- コ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- サ 暴力団排除に関する誓約書

(2) 提出方法

ア 提出先 〒373-8718 太田市浜町2番35号 太田市福祉こども部児童施設課

イ 提出方法 提出先に持参すること。

ウ 提出部数 正本1部、副本17部

6 申請を受け付ける期間 令和5年8月1日から8月23日まで（平日に限る。） 午前9時から午後5時まで

7 選定の基準

(1) 事業計画の内容が市民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

(3) 指定管理者の指定を受けようとする団体が事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) 関係法令を遵守し、緊急時を含め、適正に管理運営できること。

8 募集要項の配布期間、配布場所等

(1) 配布期間 令和5年8月1日から8月14日まで（平日に限る。）
午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所 太田市浜町2番35号 太田市福祉こども部児童施設課

(3) その他 募集要項は、太田市ホームページからダウンロードが可能
(令和5年8月14日午後5時まで)

9 応募に関する質問の受付

(1) 受付期間 令和5年8月1日から8月14日午後5時まで

(2) 受付方法 質問の要旨を記入の上、ファックスすること。

(3) 送付先 太田市福祉こども部児童施設課 ファックス 0276-47-1951

10 問合せ先 太田市福祉こども部児童施設課 電話 0276-47-1924

別表

名称	所在地
太田市木崎放課後児童クラブ	太田市新田中江田町 984 番地 1
太田市北の杜学園放課後児童クラブ 太田市北の杜学園第 2 放課後児童クラブ	太田市熊野町 2 番 1 号